c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑺1及び⑺2において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

［d～f　略］

⑹7　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑹6ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑺3において同じ。）において、１年を１事業年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑹7において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近事業年度の次の事業年度（以下⑹7並びに⑺3ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑹7において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹7において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

ｂ　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（ｃにおいて「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

ｃ　［略］

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑹8　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹6ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹7ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹8において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑺2及び⑺3において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

［d～f　同左］

⑹8　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑹7ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑺4において同じ。）において、１年を１事業年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑹8において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近事業年度の次の事業年度（以下⑹8並びに⑺4のｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑹8において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹8において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

ｂ　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹8において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

ｃ　［同左］

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑹9　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹7ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹8ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹9において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。